

2021年3月23日
東京ベイ信用金庫

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」における 事前確認について

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症および緊急事態宣言の発令による時短営業・外出自粛等の影響を受けられたお客様に心よりお見舞い申し上げます。

一時支援金の事前確認につきましては、当金庫は「登録確認機関」として登録しておりますが、制度上、当金庫にて対応できるお客様は「当金庫と事業性融資取引を有する事業者様」となっておりますので、予めご了承ください。

上記以外のお客様におかれましては、他の「登録確認機関」（会員となっている商工会や商工会議所、顧問税理士等）をご確認のうえ、そちらにご相談いただくか、一時支援金事務局のコールセンターにご相談いただきますようお願い申し上げます。

【一時支援金事務局の相談窓口】

URL：<https://ichijishienkin.go.jp/>

TEL：0120-211-240

TEL：03-6629-0479（IP電話等からのお問い合わせ先）※通信料がかかります

受付時間：8時30分～19時00分（土日、祝日含む全日対応）

2021年3月8日から受付が開始されております「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」は、2021年1月に発令された「緊急事態宣言」に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の方々を対象に給付されます。

なお、一時支援金の申請には「一時支援金事務局」に対するアカウント・申請登録後、「登録確認機関」において事前確認手続きが必要となります。